○厚生労働省告示第三百三十三号

平成六年労働省告示第三十八号をもって告示した財団法人二十一世紀職業財団より、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十五条第三項の規定によりその住所及び事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十年六月十六日

厚生労働大臣　舛添　要一

変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の日
東京都千代田区二番町九番地の八	東京都文京区白山五丁目一番三―一〇一号	平成二十年六月十六日

○厚生労働省告示第三百三十四号

平成六年労働省告示第三十八号をもって告示した財団法人二十一世紀職業財団より、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十八条第三項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十年六月十六日

厚生労働大臣　舛添　要一

業務の種類	変更前の短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う事務所の所在地	変更後の短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う事務所の所在地	変更の日
一　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第二十六条及び雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の二に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金を支給する事業に係る業務 二　前号に掲げるものに附帯する事業に係る業務	東京都千代田区二番町九番地の八	東京都文京区白山五丁目一番三―一〇一号	平成二十年六月十六日

○厚生労働省告示第三百三十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十年六月十六日

厚生労働大臣　舛添　要一

登録番号	氏名又は名称	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一二一	京都府保健環境研究所	京都府京都市伏見区村上町三百九十五番地	理化学試験	平成二十年三月三十一日
一二二	大阪府立公衆衛生研究所食品医薬品部薬事指導課	大阪府大阪市東成区中道一丁目三番六十九号	理化学試験	平成二十年三月三十一日
一三三	長崎県衛生公害研究所	長崎県長崎市滑石一丁目九番五号	理化学試験	平成十九年三月三十一日
一五六	大阪市立環境科学研究所	大阪府大阪市天王寺区東上町八番三十四号	理化学試験	平成二十年三月三十一日

○経済産業省告示第百二十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十六日

経済産業大臣　甘利　明

三の9の(3)のイ中「ノルウェー」の下に「、オマーン」を加える。

三の9の(3)のロ中「、オマーン」を削る。

三の9の(4)のハ及びニ中「ガボン」の下に「、ガンビア」を、「トルコ」の下に「、トルクメニスタン」を加える。

三の9の(5)中「ギニア」の下に「、ギニアビサウ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十年六月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　三の9の(5)の改正規定（ギニアビサウに係る部分に限る。）　平成二十年六月十九日

二　三の9の(4)のハ及びニの改正規定（トルクメニスタンに係る部分に限る。）　平成二十年六月二十六日

三　三の9の(4)のハ及びニの改正規定（ガンビアに係る部分に限る。）　平成二十年七月二十九日

○経済産業省告示第百三十号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した西子吉川ＳＫ―一Ｄ号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年六月十六日

経済産業大臣　甘利　明

北緯三十九度二十分三・六六八秒、東経百四十度四分二十二・四六九秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度八百九十一・五七メートルから八百九十五・九六メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十六日

特許庁長官　肥塚　雅博

第二号1中「千四百スイス・フラン」を「千三百三十スイス・フラン」に、「十三万七千円」を「十三万三千四百円」に改め、同号4中「九千八百円」を「一万円」に改め、同号5中「二万九千四百円」を「三万百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十年七月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年六月十六日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（兵庫県佐用郡佐用町口長谷字砂ノ内地内から同町口長谷字塩谷山地内まで及び兵庫県佐用郡佐用町東中山字広畑ケ地内から岡山県美作市宮本字委細谷地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県佐用郡佐用町口長谷字砂ノ内、字向山、字寺谷及び字塩谷山並びに東中山字広畑ケ、字西ノ空道ノ上、字西ノ空、字カキンザコ及び字カキン迫地内

岡山県美作市宮本字真迫、字虫尾、字ヨナ谷、字カケノ上ヘ、字高田ノ下、字山津守、字委細谷、字瀧添ヘ、字半畑及び字唯治郎屋敷地内